

## 事業用自動車等連絡書の発行日変更のお知らせ

**平成 25 年 8 月 8 日から事業用自動車等連絡書  
(増車・減車・営配・代替)が**即日交付**に変更になりました。**

貨物自動車運送事業計画変更等に関する処理方針の一部改正(平成 25 年 8 月 8 日九運公第 18 号)がありましたので、お知らせ致します。これまで連絡書の発行は増車の場合 7 日後、減車・代替については 2 日後と決められておりましたが、この度、事業計画変更に関する処理方針の一部改正により、事業用自動車等連絡書が即日交付となりました。

新	旧
連絡書発行までの日数 増車 <b>即日交付</b> 減車・代替 <b>即日交付</b>	連絡書発行までの日数 増車 7 日後 減車・代替 2 日後
<b>※連絡書発行での注意点</b> <u>即日交付とは、窓口ですぐにその場で連絡書が発行できるということではございません。書類が提出されたその日の内に連絡書を交付するということです。</u> 連絡書発行には輸送課にて提出書類の内容確認、車両数のデータ入力等が必要となってきます。また、宮崎運輸支局における繁忙期、業集中時は連絡書発行までに、待ち時間が発生することも予想されますので、予めご了承ください。	
..... 新 処理方針 抜粋 .....	..... 旧 処理方針 抜粋 .....
事業用自動車の数の変更については、別に定める届出書及び添付書類(平成 6 年 10 月 1 日九自部第 192 号部長通達)により、 <b>あらかじめ</b> 届出書を提出すること。 なお、繁忙期等については当日に確認処理をすることが困難な場合があるため、出来る限り実施予定日より前に提出するよう努めること。また以下の事項に適合するものであること。以下省略	事業用自動車の数の変更については、別に定める届出書及び添付書類(平成 6 年 10 月 1 日九自部第 192 号部長通達)により、 <b>実施予定日の 10 日前</b> までに届け出ることとし、以下の事項に適合するものであること。 以下省略